### 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称:糸島市棚田地域等振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び 範囲)

旧怡土村地域(川原棚田、井原棚田、瑞梅寺棚田)、旧長糸村地域(白糸棚田、川付棚田、飯原棚田、嵯峨里棚田、長野棚田)、旧雷山村地域(雷棚田)、旧一貴山村地域(一貴山棚田、唐原棚田、森園棚田)、旧福吉村地域(佐波棚田、佐波の段々畑、吉井上棚田、吉井上の段々畑、十坊の段々畑、見揚の段々畑)、旧可也村地域(大塚棚田、親山棚田)

範囲については、別添1のとおり。

- 2 指定棚田地域振興活動の目標
  - (1)棚田等の保全
    - ①耕作放棄の防止・削減

A: 令和6年度まで井原棚田、親山棚田における耕作放棄の現状を維持する。

②担い手の確保

A: 令和6年度までに佐波棚田で活動するオペレーターを2名確保する。

B:令和6年度までに吉井上棚田で活動するオペレーターを現状の7名から2 名増加させる。

C: 令和6年度まで十坊の段々畑の保全に取り組む人数 (3人) を現状維持する。

D:令和6年度まで見揚の段々畑の保全に取り組む人数(2人)を現状維持する。

E: 令和6年度まで唐原棚田の保全に取り組む人数(4人)を現状維持する。

F: 令和6年度まで白糸棚田の保全に取り組む人数(10人)を現状維持する。

G:令和6年度まで川付棚田の保全に取り組む人数(10人)を現状維持する。

H:令和6年度まで飯原棚田の保全に取り組む人数(19人)を現状維持する。

I: 令和6年度までに、瑞梅寺棚田の保全に取り組むボランティア体制を確立する。

③生産性・付加価値の向上

A: 令和6年度までに佐波棚田の共同機械利用面積を80aから100aに増加させる。

B: 令和6年度までに吉井上棚田の共同機械利用面積を29haから34ha に増加させる。

C: 令和6年度までに瑞梅寺棚田に機械利用組合の設立を検討する。

- (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
  - ①農産物の供給の促進

A: 令和 6 年度までに見揚の段々畑で生産される柑橘の販売量を 1 t から 1 . 5 t に増加させる。

B:令和6年度までに唐原棚田で生産される有機棚田米の販売量を210kgから300kgに増加させる。

C: 令和6年度までに白糸棚田で生産されるハゼの面積を0 a から50 a へ増加させる。

### ②自然環境の保全・活用

A:令和6年度までに佐波棚田及び佐波の段々畑で自走式草刈機を1台導入し、 農薬の使用を軽減した環境保全型の農業を実施する。

B:令和6年度までに吉井上棚田及び吉井上の段々畑で環境保全型の農業(堆肥の施用)を実施する面積を1haから3haへ増加させる。

C: 令和6年度までに十坊の段々畑で環境保全型の農業(堆肥の施用)を実施する面積を18aから35aへ増加させる。

D:令和6年度まで親山棚田で環境保全型の農業(竹炭の施用による土壌改良) を実施する。

E:令和6年度までに川付棚田で環境保全型の農業(堆肥の施用)を実施する面積を3haから5haへ増加させる。

F:令和6年度までに瑞梅寺棚田の遊休農地に果樹等を100本植栽する。

## ③良好な景観の形成

A: 令和6年度までに佐波棚田のひまわりの作付を30aから50aへ増加させる。

B:令和6年度まで、大塚棚田に彼岸花を植栽する。

C: 令和6年度まで、嵯峨里棚田にサクラを10本植栽する。

# ④伝統文化の継承

A: 飯原棚田で雅楽のイベントを年間1回開催し、年間30人の来訪者を誘客する。

### (3)棚田を核とした棚田地域の振興

①棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

A: 佐波棚田で田植え・稲刈り体験や音楽イベント等の農村交流体験イベントを現状の年間2回開催し、年間30人の参加者から、今後年間2回開催し、年間50人の参加者に増加させる。

B:吉井上棚田で田植え・稲刈り体験や赤米観賞会等の農村交流体験イベントを現状の年間2回開催し、年間50人の参加者から、今後年間2回開催し、年間100人の参加者に増加させる。

C:見揚の段々畑でみかん狩り等の農村交流体験イベントを現状の年間1回開催し、年間10人の参加者から、今後年間1回開催し、20人の参加者に増加させる。

D:親山棚田で芋ほり体験等の農村交流体験イベントを現状の年間1回開催し、年間10人の参加者から、今後年間1回開催し、20人の参加者に増加させる。 E:一貴山棚田と森園棚田では校区の文化祭で収穫祭等の農村交流体験イベントを現状の年間1回開催し、年間80人の参加者から、今後年間1回開催し、100人の参加者に増加させる。

F: 唐原棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間2

回開催し、年間15人の参加者から、今後年間2回開催し、年間30人の参加者 に増加させる。

G:白糸棚田で田植え・稲刈り体験や麦ふみ体験等の農村交流体験イベントを現状の年間2回開催し、年間30人の参加者から、今後年間3回開催し、年間50人の参加者に増加させる。

H:川付棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間2回開催し、年間15人の参加者から、今後年間2回開催し、年間30人の参加者に増加させる。

I:長野棚田で田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントを現状の年間1回開催し、年間15人の参加者から、今後年間1回開催し、20人の参加者に増加させる。

J:瑞梅寺棚田で田植え・稲刈り体験や味噌づくり体験等の農村交流体験イベントを現状の年間3回開催し、年間50人の参加者から、今後年間5回開催し、年間100人の参加者に増加させる。

# ②棚田を観光資源とした地域振興

A: 令和6年度まで、川原棚田の周辺にある既存の直売所で農産物を販売し、年1回感謝祭を開催して150人を集客する。

B: 令和6年度まで、雷棚田周辺の観光資源にある既存の直売所にて、農産物を 販売する。

C: 令和6年度まで、飯原棚田の周辺に整備した直売所で農産物を販売し、年1回収穫祭を開催して30人を集客する。

③棚田米等を活用した六次産業化の推進

A: 令和6年度までに十坊の段々畑で生産される香酸柑橘の生産量を190kgから230kgに増加させる。

#### 3 計画期間

認定の月~令和7年3月

- 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
- (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

- ① 棚田等の保全
  - ア. 耕作放棄の防止・削減

A:地域住民と協力しながら共同作業に取り組み、親山棚田の耕作放棄地を維持・減少する。

#### イ. 担い手の確保

A: 佐波棚田、吉井上棚田において、共同機械の利用を推進するために、オペレーターを育成する。

B:後継者の育成をしながら、唐原棚田、白糸棚田、川付棚田、飯原棚田、十坊の段々畑、見場の段々畑における担い手の人数の減少を抑える。

C:瑞梅寺棚田では、NPO法人と協力して、地域の高齢者のサポート体制を構

築する。

ウ. 生産性・付加価値の向上

A: 佐波棚田、吉井上棚田において、耕作や管理が厳しい高齢者や機械の壊れた 農業者から委託を受ける等を行い、共同機械利用面積を増加させる。

B:瑞梅寺棚田において、共同機械利用組合の設立に向けて、検討会議を重ねて、目標年度内の設立を目指す。

- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
  - ア. 農産物の供給の促進

A: 棚田米等をインターネットや直売所を利用してブランド化を図るとともに、 棚田米等の販路を拡大する。

イ. 自然環境の保全・活用

A: 佐波棚田において、草刈機を導入することで、適期の草刈を実施できるので、防除用の農薬散布回数を減少させる。

B:吉井上棚田及び吉井上の段々畑、十坊の段々畑、川付棚田で畜産農家と連携 して環境保全型の農業(堆肥の施用)を実施するなど、自然環境の保全を図る。

C:親山棚田で環境保全型の農業(竹炭の施用による土壌改良)を実施するなど、自然環境の保全を図る。

- ウ. 良好な景観の形成
  - A: 佐波棚田においてひまわりの植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。
  - B:大塚棚田において彼岸花の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。
  - C:嵯峨里棚田において桜の木の植栽を実施するなど、良好な景観を確保する。
- エ. 伝統文化の継承

A:飯原棚田の周辺の神社で雅楽などのイベントを開催し、伝統文化の継承を 図る。

- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
  - ア. 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興 A:農村交流体験イベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
  - イ. 棚田を観光資源とした地域振興

A:棚田の付近に直売所を整備するなど、観光で稼げる仕組みを構築する。

ウ. 棚田米等を活用した六次産業化の推進

A: 香酸柑橘を原料とした加工品の普及のため、香酸柑橘の生産拡大に取り組む。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域 振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名 糸島市棚田地域等振興協議会は糸島市、農業者、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項